

## 天草市建設技術者複数配置要領の概要フロー

技術者  
(主任技術者、監理技術者)

1人目  
(主たる技術者)

2人目  
(補助技術者)

必要な資格

建設業法上の技術者資格をもつ者  
(実務経験、国家資格等)

年齢制限及び資格条件

公告日又は指名通知日に  
40歳未満の者又は必要な  
資格取得後5年以内の者  
(若手技術者育成のため)

請負代金額の制限

当初請負代金額が3,500万円以上(土木)  
< 建築一式は7,000万円以上 > の工事

専任制

専任

主たる技術者が補助技術者を指導するため、専任の工事に限定します。

専任かつ工事現場に  
常時継続的に配置

経験を積むため工事現場に専任配置します。

コリンズ登録

補助技術者のコリンズ登録……経験の実績がつかます。  
(登録された実績について評価します。)

成績評定

評価される対象者は、  
主たる技術者のみです。

補助技術者は、経験の  
実績が評価されます。

現場代理人との兼務

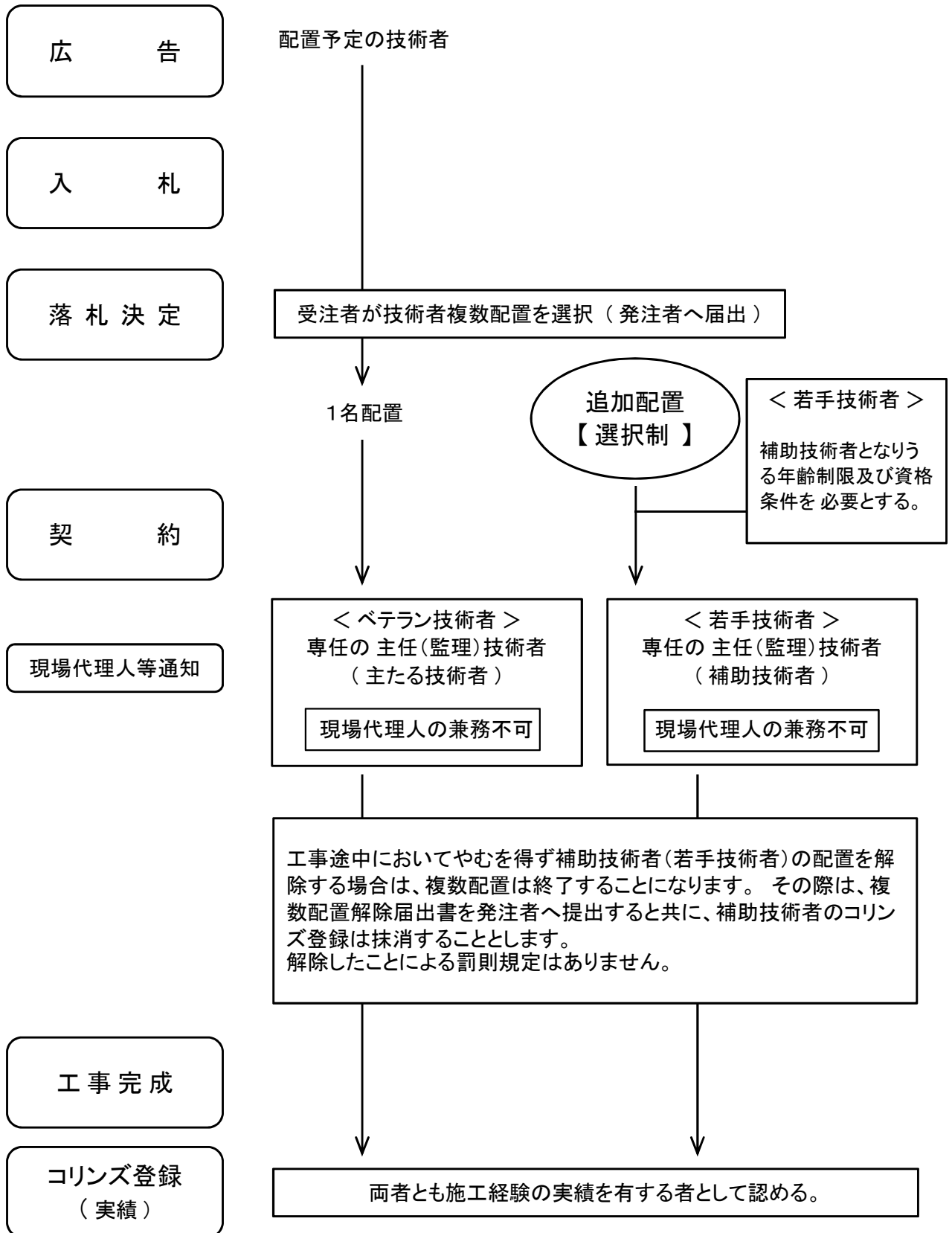
兼務不可  
(補助技術者の育成のため)

兼務不可

適用除外工事

① JVの場合は、構成員により複数技術者が配置可能であるため認めません。  
(国交省の監理技術者等運用マニュアルによります。)

# 天草市建設工事技術者複数配置要領の実施フロー



## 天草市建設工事技術者複数配置要領のQ & A

Q1: 補助技術者の人数は、なぜ1名なのか。

A1: 2人以上では、役割や責任が不明確になるため1名としています。

Q2: 技術者の途中変更は可能なのか。

A2: 主たる技術者(ベテラン技術者)の変更が必要となった場合は、その技術者と同等(公告等で指定した)の技術力をもつ者を配置することになります。

また、やむを得ず補助技術者(若手技術者)を解除する場合は、複数配置は終了することになります。 その際、補助技術者のコリンズ登録は抹消することとします。 解除したことによる罰則規定はありません。

Q3: 若手技術者を「工事現場に常時継続的に配置」とはどういうことか。

A3: 若手技術者を工事現場に配置し、技術を継承することを目的としている制度ですの  
で、若手技術者が常時継続的に現場へ配置されるように規定しました。  
技術者は専任ではありますが、現場常駐に近い意味合いで用いています。

Q4: 変更請負代金額が3500万円未満となってしまったがどうするのか。

A4: 当初請負代金額で設定していますので、継続できます。ただし、2名とも専任であるこ  
とに変わりありません。

Q5: 主たる技術者(ベテラン技術者)が30歳で、補助技術者(若手技術者)が39歳でも可能か。

A5: 可能です。